

扶桑町奨学金返還支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、中学校卒業以上の者を対象とする教育機関の修学のために必要な奨学金の貸与を受けた者（以下「借入者」という。）に対し、当該返還すべき奨学金（以下「返還金」という。）の返還に要する費用の一部を助成し、その経済的な負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校、専修学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体又は教育機関が経済的な理由により教育機関における修学が困難な者に対し、その修学に要する費用等として貸与する資金

(助成の対象者)

第3条 助成の対象となる借入者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 扶桑町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳をいう。）に令和4年1月1日現在において記録されている者であって、申請時において引き続き扶桑町に居住している者
- (2) 奨学金の貸与を受けた後、当該奨学金の返還をしている者
- (3) 令和4年度における扶桑町町民税課税総所得金額が100万円以下の者
- (4) 町税を滞納していない者（徴収猶予が認められている場合を除く。）
- (5) 扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団に属していない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、令和4年7月1日において、返還金の残額の2分の1の金額に対し、上限5万円（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を交付する。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする借入者（以下「申請者」という。）は、

令和4年7月1日から令和5年2月28日までに扶桑町奨学金返還支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1）に返還金の残額を確認することができる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、扶桑町奨学金返還支援助成金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知し、助成金を支払うものとする。

（助成金の交付に関する周知）

第7条 町長は、助成金の交付の実施に当たり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（助成金の返還）

第8条 町長は、助成金の交付に当たり、偽りその他不正の行為が明らかになったときは、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部について返還を命ずるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。